

Ⅳ 福祉サービス

1 障害福祉サービス・地域生活支援サービス・障害児通所サービス

障害のある方が、その能力や適性に応じて自立して生活することができるようにいろいろなサービスを利用することができます。障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービスと地域の実情に応じて提供される地域生活支援サービス、児童福祉法に基づく障害児通所サービスがあり、障害福祉サービスには、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付の3種類の給付があります。(次ページ図1参照)

サービスの種類により次の流れで利用します。

介護給付 (以下、 介)	18歳以上の方	①→②→③→④→⑤→⑥→⑦
	18歳未満の方	①→②→⑤→⑥→⑦
訓練等給付 (以下、 訓)、 地域相談支援給付 (以下、 相)		①→②→③→⑤→⑥→⑦
障害児通所サービス (以下、 通)		①→②→⑤→⑥→⑦
地域生活支援サービス (以下、 地)		①→⑥→⑦

① 利用申請

(1)から(6)についてまとめて申請します。(P22～P24参照)

② サービス等利用計画案の作成依頼

心身の状況やサービス利用に関する意向をもとに、指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼します。

③ 訪問調査

認定調査員がご自宅などへ訪問し、心身の状況など80項目について聞き取り調査を行います。

④ 障害支援区分の判定

③の調査および主治医の意見書(一部項目)によるコンピューターの判定、調査の特記事項、主治医の意見書に基づき審査会で障害支援区分1～6又は非該当を判定します。

⑤ サービス等利用計画案の提出

②で作成されたサービス等利用計画案を障害福祉課へ提出していただきます。

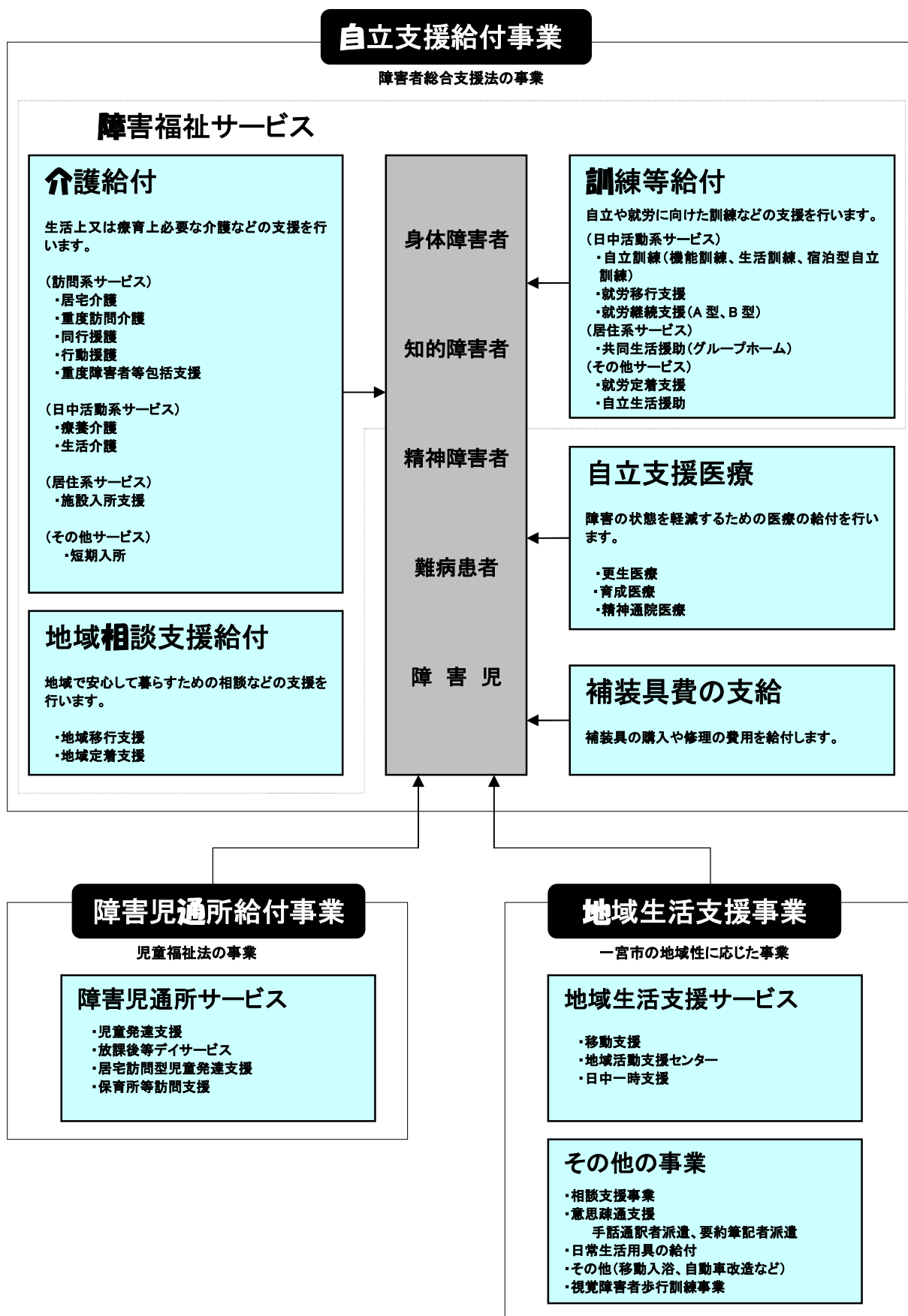
⑥ 支給決定

障害支援区分、サービスの種類、支給量などを記載した障害福祉サービス受給者証、通所受給者証、地域生活支援サービス受給者証が交付されます。

⑦ 契約・利用

受給者証をサービス事業所に提示し、契約を交したうえでサービスを利用します。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口(障害福祉課認定グループ) 尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口 木曽川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 28-9134 (直通) 電話 85-8393 (直通) 電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口(障害福祉課認定グループ)	電話 28-9134 (直通)



(1) 訪問系サービス

ヘルパーが自宅等で提供するサービスです。

居宅介護 介

自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事の援助、通院の際の介助などが行われます。

重度訪問介護 介

重度の肢体不自由者、知的障害または精神障害により行動障害を有し、常に介護を必要とする方に、自宅での身体介護、家事援助、見守り、外出時の移動などの支援が行われます。

同行援護 介

視覚障害者の方に対し、外出時の同行支援や、視覚的情報の支援等が行われます。

行動援護 介

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害または精神障害のある方に危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の介護などが行われます。

重度障害者等包括支援 介

常時介護を要する方で介護の必要度の著しく高い方に対し、障害福祉サービスが包括的に提供されます。

移動支援 地

社会生活上必要な外出や、余暇のための外出の際に同行の支援が行われます。

(2) 日中活動系サービス

18歳以上の方に、昼間、施設等で介護や生産活動の支援が行われます。

療養介護 介

医療と介護が必要な方に、機能訓練、療養管理、看護、医学的な管理の下での介護や日常生活の世話などが実施されます。

生活介護 介

入浴・排せつ・食事などの介護が行われ、創作的活動、生産活動の機会が提供されます。

自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練) 訓

日常生活や社会生活で自立できるように、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練が行われます。

就労移行支援 訓

一定期間、一般就労に必要な知識の習得、能力向上のために必要な訓練が行われます。

就労継続支援(A型・B型) 訓

一般企業等への就労が困難な方に働く場が提供され、知識および能力向上のために必要な訓練が行われます。

地域活動支援センター 地

創作的活動や生産活動の機会が提供され、社会との交流活動などが行われます。

(3) 居住系サービス

夜間や休日に施設などで日常生活の支援が行われます。

施設入所支援 介

障害者支援施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の支援などが行われます。

共同生活援助 訓

グループホームに入居し、日常生活の支援が行われます。

(4) その他のサービス

短期入所 介

介護する人が病気などで介護できない場合に、短期間、施設に入所して、入浴、排せつ、食事などの介護が行われます。

就労定着支援 訓

就労移行支援等を利用して一般企業へ就労した方に、一定期間、就労の継続を図るための相談等が行われます。

自立生活援助 訓

障害者支援施設等を退所、または精神科病院を退院して一人暮らしへ移行した方等に自立した日常生活を営むための定期巡回や随時訪問、相談等が行われます。

日中一時支援 地

介護する人が病気などで介護できない場合に、事業所に通い、日中、入浴、排せつ、食事などの介護が行われます。

児童発達支援 通

未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などが行われます。

放課後等デイサービス 通

就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力の向上の訓練や社会との交流促進の支援が行われます。

居宅訪問型児童発達支援 通

重度の障害により外出が困難な児童に、居宅を訪問して日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練などが行われます。

保育所等訪問支援 通

保育所や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援が行われます。

(5) 地域相談支援

地域移行支援 相

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している精神障害者の方等に、地域生活に移行するための住居の確保やサービス利用に関する相談等が行われます。

地域定着支援 相

単身等で生活する障害者の方に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対する訪問や相談等が行われます。

(6) 利用者の負担

サービスを利用した際に必要な費用の1割は利用者が負担(地域移行支援および地域定着支援を除く)しますが、いろいろな軽減策が講じられています。

(ア) 負担上限月額の設定

利用者負担額に月ごとの上限を設定します。負担上限月額を超える負担はありません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市民税非課税世帯の方	0円
一般 1	市民税課税世帯で所得割額が28万円未満の障害児	4,600円
	市民税課税世帯で、所得割額が16万円未満の障害者(20歳以上の施設入所者を除く)および所得割額が28万円未満の20歳未満の施設入所者	9,300円
一般 2	一般1以外の市民税課税世帯の方	37,200円

※世帯の範囲

18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く) 障害のある方とその配偶者

18歳未満の障害児(施設に入所する18、19歳を含む) 保護者の属する世帯全員

(イ) 補足給付

入所施設における食費や光熱水費などの実費負担分を軽減するため、生活保護世帯と低所得世帯の方に、収入に応じ一定額が給付されます。

(ウ) 生活保護への移行防止

生活保護を受給する必要がなくなるよう、負担上限月額などを引き下げます。

(エ) 通所サービス等の食費軽減

通所によるサービスや短期入所を利用する場合、所得区分の生活保護、低所得および一般1の世帯に属する方については、食費負担額が軽減される場合があります。

(オ) グループホーム利用者の家賃助成

グループホームを利用する場合、所得区分の生活保護、低所得世帯に属する方については、月額1万円(家賃額が1万円未満の場合は家賃額)を上限に家賃の助成がされます。

(カ) 障害児通所給付費について

第2子以降については、児童発達支援等の利用者負担額が軽減される場合があります。

なお、満3歳になって初めての4月1日から3年間は児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。

◆申請に必要なもの

- ・本人の収入の状況がわかるもの(補足給付を受ける方のみ)
- ・障害者本人(※)のマイナンバー(個人番号カード)またはマイナンバー通知カード
- (※)障害児の場合は保護者(申請者)のマイナンバーも必要となります。

◆申請	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課認定グループ)	電話28-9134(直通)
	尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
	木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)
◆問合せ先	本庁舎2階25番窓口(障害福祉課認定グループ)	電話28-9134(直通)

(7) 利用者の負担の軽減

支払った利用者負担の一部が戻され、利用者の負担が軽減されます。いずれも申請が必要です。

(ア) 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費の支給

「障害福祉サービス」または「障害児(通所・入所)給付費事業」の利用に際し、利用者負担金が発生する方で次のいずれかに該当する場合、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費として支給されます。

- ①同一の障害児が障害福祉サービスと障害児(通所・入所)給付費事業を利用するか、もしくは障害児の兄弟が上記サービスを異なって利用し、その利用者負担額の合計額が受給者証の負担上限月額(前ページの表の額)を超える場合。
- ②同一の月において、同一世帯(18歳以上の障害者:本人・配偶者、18歳未満の障害児:住民票上の世帯)で障害福祉サービス、補装具の購入又は修理に要した費用、介護保険サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援にかかる利用者負担額の合算額の内、37,200円を超えて負担した場合。

また、65歳に達する日の前5年間、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で利用者とその配偶者が市民税非課税者又は生活保護受給者等一定要件を満たす場合、その障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担分が高額障害福祉サービス等給付費として支給されます。

(イ) 高額地域生活支援サービス費の支給

市民税課税世帯の方で、同一の月に次の負担がある方に相当額が支給されます。

- ①地域生活支援サービスで支払った利用者負担の合計が受給者証の負担上限月額(前ページの表の額)を超えたとき
- ②障害福祉サービス、補装具の購入または修理、介護保険サービス、障害児通所支援および障害児入所支援とともに地域生活支援サービスを利用し、37,200円を超えて利用者負担を支払ったとき

(ウ) 就学前児童発達支援事業等利用者負担金給付事業

就学前の児童が、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援を利用した場合に保護者が負担した利用者負担金相当額を給付します。ただし、高額障害児通所給付費を受給している場合はこれを控除した額とします。

◆申請に必要なもの

- ・支給決定を受けた受給者本人名義の通帳、サービス利用に係る領収書
- ・障害児入所支援利用者は県の交付する受給者証が必要です。
- ・(ア)については、支給決定を受けた受給者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)又はマイナンバー通知カード、介護保険被保険者証(介護保険サービス利用者のみ)も必要です。

◆申請	本庁舎 2階 25番窓口(障害福祉課指定・給付グループ)	電話 28-9147 (直通)
	尾西庁舎 1階窓口課 7番窓口	電話 85-8393 (直通)
	木曽川庁舎 1階総務窓口課 4番窓口	電話 84-0006 (直通)
◆問合せ先	本庁舎 2階 25番窓口(障害福祉課指定・給付グループ)	電話 28-9147 (直通)

2 移動入浴サービス事業

家庭で入浴が困難な重度身体障害者に対して、自宅に簡易バスを持ち込んで入浴していただくサービスを1か月に9回まで行っています。

◆利用者の負担 1か月に3回まで無料、4～9回目は1回につき 1,250円

◆申請に必要なもの

移動入浴サービス申請書(主治医による移動入浴可能の確認が必要)、移動入浴サービス利用承諾書(誓約書)、認め印、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆注意 介護保険対象者および既に入浴用介護リフトの給付を受けている方は除きます。

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

3 寝具洗濯乾燥事業

寝たきり等の重度身体障害者に快適な生活を送っていただくため、布団と毛布の洗濯乾燥サービスを行っています。

◆利用者の負担 無料

◆実施時期 6・9・12・3月の年4回

◆申請に必要なもの

身体障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

4 配食サービス事業

ひとり暮らしの障害者等に対し昼食を配達するとともに、安否の確認を行います。

◆対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者のみの世帯または、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかと高齢者または中学生以下の児童で構成されている世帯

◆内容

毎日(希望により特定の曜日のみも可)昼食を配達し、安否の確認を行います。

◆負担金 一食につき330円～570円(業者やメニューによって異なる)

◆申請に必要なもの

障害者手帳、窓口で手続きをされる方の本人確認のできる書類

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)

◆問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)
電話28-9017(直通)・FAX73-9124

5 視覚障害者歩行訓練事業

視覚に障害のある方が、生活圏内を白杖を使って外出できるように、歩行訓練士が自宅などに出向き、実情に合わせた歩行訓練を行います。

◆利用対象者

市内在住の視覚障害の等級が認定されている身体障害者手帳をお持ちの方

◆申請に必要なもの

身体障害者手帳

◆申請場所・問合せ先

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課認定グループ)
電話28-9134(直通)・FAX73-9124

6 ふれあい収集

毎日の生活から出る家庭ごみ(粗大ごみを除く)を、ごみ集積場所などへ自ら持ち出すことが困難な世帯を対象に、週1回収集職員が訪問し、玄関先で一声かけて安否を確認した上で収集を行います。また、収集時に対象者に異常が見られた場合は、緊急連絡先等に連絡を取るなどの対応を行います。

◆対象者

次の世帯に該当する方のうち、自らごみを持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者のみの世帯または、身体障害者、知的障害者、精神障害者と要介護認定を受けている65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

◆申請に必要なもの

障害者手帳、世帯全員の介護保険被保険者証(コピーでも可)

◆申請場所

本庁舎2階25番窓口(障害福祉課手帳・手当グループ)	電話28-9017(直通)
尾西庁舎1階窓口課7番窓口	電話85-8393(直通)
木曽川庁舎1階総務窓口課4番窓口	電話84-0006(直通)
各出張所	

◆問合せ先

一宮市環境センター・収集業務課(収集・指導グループ)
電話45-7004(直通)・FAX45-0923